定 款

公益財団法人 大塚敏美育英奨学財団

# 公益財団法人 大塚敏美育英奨学財団 定款

# 第1章 総 則

( 名称 )

第 1 条 この法人は、公益財団法人大塚敏美育英奨学財団という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市に置く。

# 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、日本国内の大学及び大学院で医学、薬学、生物学、栄養学、体育学、経営学及び芸術の分野を専攻する有能な外国人留学生に対しての奨学援護を行い、もってわが国と世界の国々との国際親善と国際理解を担う有能な人材を育成することにより、わが国と世界の国々との学術、文化、教育の相互発展及び友好の発展に寄与することを目的とする。

## (事業)

- 第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
  - (1) 日本国内の大学及び大学院に在学する有能な外国人留学生に対する奨学金の給付及び助成
  - (2) 奨学金の給付及び助成を受ける留学生に対する生活指導及び助言
  - (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業
  - 2. 前項の事業は日本全国において行うものとする。

# 第3章 資産及び会計

(基本財産及びその他の財産)

- 第 5 条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産とする。
  - 2. 基本財産は、第4条に規定する事業を行うために不可欠な財産として、 理事会及び評議員会で定めたものとする。
  - 3. 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意 をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及 び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会 の承認を要する。

4. その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

## (事業年度)

第 6 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## (事業計画及び収支予算)

- 第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
  - 2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
  - 3. 第1項の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込み を記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政 庁に提出しなければならない。

## (事業報告及び決算)

- 第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表 理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受 けなければならない。
  - (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 捐益計算書(正味財産増減計算書)
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
  - (6) 財産目録
  - 2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
  - 3. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
    - (1) 監査報告
    - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
    - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 4. 第1項及び第3項に掲げる書類は、毎事業年度終了後3カ月以内に行 政庁に提出しなければならない。

## (公益目的取得財産残額の算定)

第 9 条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日に おける公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載 するものとする。

## 第4章 評議員

( 評議員の定数 )

第 10 条 この法人に、評議員6名以上10名以内を置く。

## ( 評議員の選任及び解任 )

- 第 11 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。
  - 2. 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
  - (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
    - イ 当該評議員及びその親族
    - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
    - ハ 当該評議員の使用人
    - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける 金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
    - ホ ハ又は二に掲げる者の配偶者
    - へ ロから二までに掲げる者の親族であって、これらの者と生計を一 にするもの
  - (2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイから二に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
    - イ 理事
    - 口 使用人
    - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
    - ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団

## 体の議会の議員を除く。)である者

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

## ( 評議員の構成 )

- 第 12 条 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。
  - 2. 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

# (評議員の任期)

- 第 13 条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
  - 2. 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
  - 3. 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

## ( 評議員に対する報酬等 )

第 14 条 評議員に対して、各年度の総額が200万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

## 第5章 評議員会

## (構成)

第 15 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

## (権限)

- 第 16 条 評議員会は、次の事項について決議する。
  - (1) 理事及び監事並びに評議員の選任又は解任
  - (2) 理事及び監事の報酬等の額
  - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
  - (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
  - (5) 定款の変更
  - (6) 残余財産の処分
  - (7) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

#### (開催)

第 17 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3カ月以内に1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

## ( 招集 )

- 第 18 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に 基づき代表理事が招集する。
  - 2. 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

#### (議長)

第 19 条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の互選により選出する。

#### (決議)

- 第 20 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
  - 2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
    - (1) 監事の解任
    - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
    - (3) 定款の変更

- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項
- 3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

## (決議の省略)

第 21 条 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、評議員(当該事項の決議について特別の利害関係を有する評議員を除く。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

## (報告の省略)

第 22 条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会へ報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

## (議事録)

- 第 23 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
  - 2. 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された者1名が、前項の議事録に記名押印する。

# 第6章 役 員

## (役員の設置)

- 第 24 条 この法人に、次の役員を置く。
  - (1) 理事 6名以上10名以内
  - (2) 監事 3名以内
  - 2. 理事のうち1名を代表理事、必要に応じて代表理事以外の理事のうち、1名を業務執行理事とする。

## ( 理事及び監事の構成 )

第 25 条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その 他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超 えて含まれることになってはならない。

- 2. この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(親族その他特殊の関係がある者を含む。) 並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 3. 他の同一の団体(公益法人を除く。)の役員又は使用人もしくは職員等である理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 4. 理事及び監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

## (役員の選任)

- 第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
  - 2. 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

## (理事の職務及び権限)

- 第 27 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
  - 2. 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
  - 3. 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、代表理事を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
  - 4. 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で 2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

## (監事の職務及び権限)

- 第 28 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
  - 2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

## ( 役員の任期 )

- 第 29 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
  - 2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
  - 3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了

する時までとする。

4. 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の 満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、 なお理事又は監事としての権利義務を有する。

## (役員の解任)

- 第 30 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
  - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

## (役員に対する報酬等)

第 31 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

## ( 損害賠償責任の免除 )

- 第 32 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198 条で準用する同法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによ る理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)の損害賠償責任 を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。
  - 2. この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条で準用する同法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第198条で準用する同法第113条で定める最低責任限度額とする。

# 第7章 理事会

(構成)

第 33 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

## (権限)

- 第 34 条 理事会は、次の職務を行う。
  - (1) この法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
  - 2. この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議 決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在

数)の3分の2以上の承認を要する。

( 招集 )

- 第 35 条 理事会は、代表理事が招集する。
  - 2. 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 36 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第 37 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く 理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 38 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事(当該事項の決議について特別の利害関係を有する理事を除く。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事がその提案について異議を述べたときを除く。)は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

- 第 39 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき 事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。
  - 2. 前項の規定は、第27条第4項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

- 第 40 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
  - 2. 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

# 第8章 選考委員会

(選考委員会)

- 第 41 条 この法人は、第4条第1項第1号及び第2号の事業の対象となる者を 選考するため、選考委員会を設置する。
  - 2. 選考委員会に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

## 第9章 事務局

#### (事務局)

- 第 42 条 この法人の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。
  - 2. 事務局長は、代表理事が理事会の承認を得て、任免する。
  - 3. 職員は、代表理事が任免する。
  - 4. 職員は有給とする。

# 第10章 定款の変更及び解散

## (定款の変更)

- 第 43 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
  - 2. 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適 用する。

## (解散)

第 44 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

## (公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 45 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1カ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

# (残余財産の帰属)

第 46 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の 決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財 団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租 税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に 贈与するものとする。

# 第11章 公告の方法

## (公告の方法)

第 47 条 この法人の公告は、官報により行う。

## 第12章 細 則

(委任)

第 48 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

#### 附 則

- 1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社 団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の 整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日 から施行する。
- 2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び 公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関 する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人 の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日 の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とす る。
- 3. この法人の最初の代表理事は大塚明彦とする。
- 4. この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

池原 進

加地 章

河内 順子

張

山地 眞人

西宮 映二